

自社株評価システム 出力帳票サンプル  
(一般の評価会社)

■第1表：株主及び会社規模の判定

◎会社名等

整理番号	01234233		
電話番号	06-6666-7777		
会社名	株式会社CCS出版	業種	卸売
代表者氏名	池田一郎		
課税時期	R3. 2. 10		
直前期 (自)	H31. 4. 1		
(至)	R2. 3. 31		
本店の所在地	大阪市淀川区〇〇2-9-15 〇〇ビル4F		
事業内容	取扱品目、製造卸売等区分	業種目番号	構成比(%)
	機械器具卸売業	74	100

●1. 株主及び評価方式の判定

<判定要素（課税時期現在の株式所有状況）>

氏名又は名称	続柄	会社における役職名	株式数(株)	株式の種類	議決権数(個)	議決権割合(%)	入力
池田一郎	納税義務者	代表取締役	200		200	50	<input type="checkbox"/>
池田和子	妻		100		100	25	<input type="checkbox"/>
池田義男	弟	取締役	50		50	12	<input type="checkbox"/>
鈴木恵子	姉		50		50	12	<input type="checkbox"/>
							<input type="checkbox"/>
							<input type="checkbox"/>
							<input type="checkbox"/>
							<input type="checkbox"/>
							<input type="checkbox"/>
							<input type="checkbox"/>
自己株式							<input type="checkbox"/>
納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数					<input type="checkbox"/> 入力	400	100 (5)
筆頭株主グループの議決権の合計数					<input type="checkbox"/> 入力	400	100 (6)
評価会社の発行済株式又は議決権の総数			400		400	100	

入力

入力

判定	同族株主等（原則的評価方式等）
----	-----------------

§ 判定基準

筆頭株主グループの議決権割合(6の割合)	50%超	30%以上 50%以下	30%未満	株主の区分
納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合(5の割合)	50%超	30%以上	15%以上	同族株主等
	50%未満	30%未満	15%未満	同族株主等以外の株主

●2. 少数株式所有者の評価方式の判定

<判定要素>

氏名	
役員	<input type="checkbox"/>
納税義務者が中心的な同族株主	<input type="checkbox"/>
納税義務者以外に中心的な同族株主	<input type="checkbox"/>
	(氏名)
判定	

● 3. 会社規模（Lの割合）の判定

＜判定要素＞

直前期末の総資産価額	493,533	千円
直前期末以前1年間の取引金額	698,233	千円
直前期末以前1年間における従業員数	14.0	人
継続勤務従業員数	14	人
その他の従業員の労働時間の合計数	140	時間

判定	中会社（Lの割合 0.75）
----	----------------

§ 判定基準

直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分 (※70人未満の会社の場合、下表により判定)	70人以上の会社は大会社
---	--------------

直前期末の総資産価額(帳簿価額)及び 従業員数に応ずる区分				直前期末以前1年間の取引金額 に応ずる区分			会社規模と Lの割合 (中会社) の区分	
総資産価額(帳簿価額)				取引金額				
卸売業	小売・サービス業	卸売業・小売 サービス業以外	従業員数	卸売業	小売・サービス業	卸売業・小売 サービス業以外		
20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社	
4億円以上 20億円未満	5億円以上 15億円未満	5億円以上 15億円未満	35人超	7億円以上 30億円未満	5億円以上 20億円未満	4億円以上 15億円未満	0.90	中 会 社
2億円以上 4億円未満	2.5億円以上 5億円未満	2.5億円以上 5億円未満	20人超 35人以下	3.5億円以上 7億円未満	2.5億円以上 5億円未満	2億円以上 4億円未満	0.75	
7千万円以上 2億円未満	4千万円以上 2.5億円未満	5千万円以上 2.5億円未満	5人超 20人以下	2億円以上 3.5億円未満	6千万円以上 2.5億円未満	8千万円以上 2億円未満	0.60	小 会 社
7千万円未満	4千万円未満	5千万円未満	5人以下	2億円未満	6千万円未満	8千万円未満	0.60	

● 4. 増(減)資の状況その他の評価上の参考事項


■第2表：特定の評価会社の判定

●1. 比準要素数1の会社

直前期末における 判定要素 (1)	第4表の(B1)	第4表の(C1)	第4表の(D1)	§ 判定基準 (1)欄のいずれか2の 判定要素が0であり、 かつ、(2)欄のいずれか 2以上の判定要素が0	
	円 0.60	円 348	円 158		
直前々期末における 判定要素 (2)	第4表の(B2)	第4表の(C2)	第4表の(D2)	判 定	非該当
	円 0.50	円 308	円 149		

●2. 株式等保有特定会社

総資産価額 (第5表の(1))	株式等の価額の 合計額 (第5表の(イ))	株式等保有割合 (2)÷(1)	判 定	§ 判定基準 株式等保有割合が50%以上
(1) 千円 805,422	(2) 千円 96,982	(3) % 12	非該当	

●3. 土地保有特定会社

総資産価額 (第5表の(1))	土地等の価額の 合計額 (第5表の(ハ))	土地保有割合 (5)÷(4)	会社の規模の判定	§ 判定基準	
				土地保有割合	判定
(4) 千円 805,422	(5) 千円 22,389	(6) % 2	中会社	大会社 70%以上	90%以上
			判定	中会社 20億以上 7000万以上 70%以上 90%以上	90%以上
				小会社 卸売業 20億以上 7000万以上 70%以上 90%以上	90%以上
				小会社 卸売業 15億以上 4000万以上 70%以上 90%以上	90%以上
				上記以外 15億以上 70%以上	90%以上
				5000万以上 90%以上	

●4. 開業後3年未満の会社等

判定要素	開業年月日	判 定	非該当	§ 判定基準 課税時期において 開業後3年未満
	(1) 開業後3年未満の会社			

(2) 比準要素数0の会社

直前期末における 判定要素	第4表の(B1)	第4表の(C1)	第4表の(D1)	§ 判定基準 判定要素がいずれも0	
		円 0.60	円 348	円 158	判 定

●5. 開業前又は休業中の会社

開業前の会社	非該当	休業中の会社	非該当
--------	-----	--------	-----

●6. 清算中の会社

清算中の会社	非該当
--------	-----

●7. 特定の評価会社の判定結果

一般の評価会社

■第3表：一般の評価会社の株式等の価額の計算

●1. 原則的評価方式による価額

<1株当たりの価額の計算の基となる金額>

類似業種比準価額 (1)	円	1株当たりの純資産価額 (2)	円	1株当たりの純資産価額の80%相当額 (3)	円
	539,100		870,525		

<1株当たりの価額の計算>

区 分	1株当たりの価額の算定方法	1株当たりの価額
大会社の株式の価額	(1)の金額と(2)の金額のいずれか低い方の金額 (2)の記載がないときは(1)の金額	(4) 円
中会社の株式の価額	〔(1)と(2)とのいずれか低い方の金額×Lの割合〕+ 〔(2)の金額(3)の金額があるときは(3)の金額)×(1-Lの割合)〕	(5) 円 621,956
小会社の株式の価額	(2)の金額(3)の金額があるときは(3)の金額)と 「(1)の金額×0.50+(2)(又は(3))の金額×0.50」の低い方	(6) 円

<株式の価額の修正>

課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額	1株当たりの配当金額	修正後の株式の価額		
	円 -	円	(7) 円		
課税時期において株式の割当てを受ける権利等の発生している場合	株式の価額	割当株式1株当たりの 払込金額	1株当たりの 割当株式数	1株当たりの割当株式 数又は交付株式数	修正後の株式の価額
	円 +	円 ×	株) ÷ (1株 +	株)	(8) 円

●2. 配当還元方式による価額

<1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等>

直前期末の 資本金等の額 (9)	千円	直前期末の 発行済株式数 (10)	株	直前期末の 自己株式数 (11)	株	1株50円とした 場合の発行済株式数 (12)	株	1株当たりの資本金 等の額 (13)	円
------------------------	----	-------------------------	---	------------------------	---	-------------------------------	---	--------------------------	---

<直前期末以前2年間の配当金額>

事業年度	年配当金額 (14)	非経常的な配当金額 (15)	経常的な年配当金額 (16)	年平均配当金額 (17)
直前期	千円	千円	千円	千円
直前々期	千円	千円	千円	千円

<1株(50円)当たりの年配当金額・配当還元価額>

1株(50円)当たりの 年配当金額	年平均配当金額 ÷ (12)の株式数	(この金額が2円50銭未満の 場合は2円50銭)	(18) 円
配当還元価額	(18)の金額 ÷ 10% × (13)の金額 ÷ 50円 円 -- (19)	(原則的評価方式による価額を超える場合は 原則的評価方式により計算した価額)	(20) 円

●3. 株式に関する権利の価額

配当期待権	1株当たりの予想配当金額	源泉徴収されるべき所得税相当額	(21) 円
株式の割当てを 受ける権利	(8)または(20)の金額	割当株式1株当たりの払込金額	(22) 円
株主となる権利	円 -	円	(23) 円
株式無償交付期待権			(24) 円

●4. 株式及び株式に関する権利の価額

株式の評価額	621,956 円	株式に関する 権利の価額	配当期待権 株式の割当てを受ける権利 株主となる権利 株式無償交付期待権	円
--------	-----------	-----------------	---	---

■ 第4表：類似業種比準価額等の計算

● 1. 1株当たりの資本金等の額等の計算

直前期末の資本金等の額	直前期末の発行済株式数	直前期末の自己株式数	1株当たりの資本金等の額 (1) ÷ ((2) - (3))
(1) 千円 20,000	(2) 株 400	(3) 株	(4) 円 50,000
			1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数
			(5) 株 400,000

● 2. 比準要素等の金額の計算

< 1株(50円)当たりの年配当金額 >

(千円)

直前期末以前2(3)カ年間の年平均配当金額					比準要素数1又は0の会社の判定要素の金額
事業年度	(6) 年配当金額	(7) 非経常的な配当金額	(8) 差引経常的な配当金額	年平均配当金額	(B1) 円
直前期	300		(イ)	(9) ((イ)+(ロ)) ÷ 2	(B2) 円
直前々期	200		(ロ)	250	(10) / (5) 0.50
直前々期の前期	200		(ハ)	(10) ((ロ)+(ハ)) ÷ 2	1株(50円)当たりの年配当金額
				200	(B) 円
					0.60

< 1株(50円)当たりの年利益金額 >

(千円)

直前期末以前2(3)カ年間の利益金額						比準要素数1又は0の会社の判定要素の金額	
事業年度	(11) 法人税の課税所得金額	(12) 非経常的な利益金額	(13) 益金不算入額	(14) 左の所得税額	(15) 繰越欠損金の控除額	(16) 差引利益金額	(C1) 円
直前期	142,342		7,982	2,060		(ニ) 148,264	(C2) 円
直前々期	123,532		9,565	2,472		(ホ) 130,625	1株(50円)当たりの年利益金額
直前々期の前期	111,242		7,129	1,870		(ハ) 116,501	(C) 円
							348

< 1株(50円)当たりの純資産価額 >

(千円)

直前期末(直前々期末)の純資産価額				比準要素数1又は0の会社の判定要素の金額	
事業年度	(17) 資本金等の額	(18) 利益積立金額	(19) 純資産価額	(D1) 円	
直前期	20,000		(ト) 43,374	(D2) 円	
直前々期	20,000		(チ) 39,853	(チ) / (5) 149	
				59,853	1株(50円)当たりの純資産価額
					(D) 円
					158

● 3. 類似業種比準価額の計算  
 < 1株 (50円) 当たりの比準価額 >

類似業種と 業種目番号		産業機械器具卸売業 No. 75		比準割合の計算		
類似業種の株価 (月) (円)		区 分	1株当たり 年配当金額	1株当たり 年利益金額	1株当たり 純資産価額	
課税時期の 属する月	2	365	評価会社 (円)	円 0.60	円 348	円 158
課税時期の 属する月の前月	1	359	類似業種 (円)	8.30	47	377
課税時期の 属する月の前々月	12	360	要素別 比準割合	0.07	7.40	0.41
前年平均株価		343	比 準 割 合	(21)		
課税時期の属する月以前 2年間の平均株価		350		2.62		
A (最も低いもの) (20)		343	1株(50円)当たりの 比準価額		(22) 円 539.10	

類似業種と 業種目番号		機械器具卸売業 No. 74		比準割合の計算		
類似業種の株価 (月) (円)		区 分	1株当たり 年配当金額	1株当たり 年利益金額	1株当たり 純資産価額	
課税時期の 属する月	2	377	評価会社 (円)	円 0.60	円 348	円 158
課税時期の 属する月の前月	1	373	類似業種 (円)	7.70	38	353
課税時期の 属する月の前々月	12	364	要素別 比準割合	0.07	9.15	0.44
前年平均株価		334	比 準 割 合	(24)		
課税時期の属する月以前 2年間の平均株価		337		3.22		
A (最も低いもの) (23)		334	1株(50円)当たりの 比準価額		(25) 円 645.20	

< 1株当たりの比準価額 >

比準価額 ((22) と (25) のいずれか低い方) × (4) の金額 ÷ 50円	(26) 円 539,100
---	-------------------

< 比準価額の修正 >

直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合				修正比準価額
比準価額	円 -	1株当たりの配当金額	円	(27) 円
直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合				
比準価額	円 +	割当株式1株当たりの 払込金額	円 ×	1株当たりの 割当株式数
				1株当たりの割当 株式数又は交付株式数
			株) ÷ (1株 +	株)
				修正比準価額
				(28) 円

■第5表：1株当たりの純資産価額の計算

● 1. 資産及び負債の金額（課税時期現在）

資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目	相続税評価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	備考	科 目	相続税評価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	備考
現金預金	69,736	69,112		支払手形	50,991	50,991	
受取手形	100,679	104,762		買掛金	86,852	86,852	
売掛金	175,285	179,468		短期借入金	90,182	90,182	
製品	103,441	103,441		未払金	6,731	6,731	
仕掛品	15,921	15,921		未払費用	8,962	8,962	
原材料	21,963	21,963		預り金	7,363	7,363	
未収入金	6,022	6,022		長期借入金	75,320	75,320	
短期貸付金	3,840	3,840		未納法人税	26,995	26,995	
借地権	53,312			未納府民税	1,473	1,473	
建物	50,468	72,968		未納市民税	3,810	3,810	
機械装置	51,507	51,507		未納事業税	12,970	12,970	
車両運搬具	2,187	2,187		未納消費税	5,779	5,779	
器具備品	4,705	4,705		未納固定資産税	18,621	18,621	
土地	22,389	19,420		役員賞与	15,000	15,000	
電話加入権	185	404		退職金	16,230	16,230	
関係会社株式	14,982	10,000					
投資有価証券	82,000	32,000					
長期貸付金	26,800	26,800					
合 計	(1) 805,422	(2) 724,520		合 計	(3) 427,279	(4) 427,279	
株式等の合計額	(イ) 96,982	(ロ) 42,000					
土地等の合計額	(ハ) 22,389						
現物出資等受入れ	(ニ) 資産の合計額	(ホ)					

● 2. 評価差額に対する法人税額等相当額の計算

● 3. 1株当たりの純資産価額の計算

相続税評価額による純資産価額 (1)-(3)	(5) 378,143 千円	課税時期現在の純資産価額 (5)-(8)	(9) 348,210 千円
帳簿価額による純資産価額 (2)+(ニ)-(ホ)-(4)	(6) 297,241 千円	課税時期現在の発行済株式数 (第1表の1の①-自己株式数)	(10) 400 株
評価差額に相当する金額 (5)-(6)	(7) 80,902 千円	課税時期現在の1株当たりの 純資産価額 (9)÷(10)	(11) 870,525 円
評価差額に対する法人税額等相当額 (7)×37%	(8) 29,933 千円	同族株主等の議決権割合が 50%以下の場合 (11)×80%	(12) 0 円
<input type="checkbox"/> 法人税額等相当額を控除しない			



第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

整理番号 01234233

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成三十年一月一日以降用)

会社名	(電話 06-6666-7777 ) 株式会社CCS出版		本店の所在地	大阪市淀川区〇〇2-9-15 〇〇ビル4F														
代表者氏名	池田一郎		事業内容	取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分	業種番号	取引金額の構成比												
課税時期	令和3年2月10日			機械器具卸売業	74	100%												
直前期	自平成31年4月1日 至令和2年3月31日																	
1. 株主及び評価方式の判定				納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合(⑤の割合)を基として、区分します。														
判定要素(課税時期現在の株式等所有状況)	氏名又は名称	続柄	会社における役職名	④株式数(株式の種類)	⑤議決権数	⑥議決権割合(⑤/④)												
	池田一郎	納税義務者	代表取締役	200	200	50												
	池田和子	妻		100	100	25												
	池田義男	弟	取締役	50	50	12												
	鈴木恵子	姉		50	50	12												
				筆頭株主グループの議決権割合(⑥の割合) 50%超の場合 30%以上50%以下の場合 30%未満の場合 ⑤の割合 50%超 30%以上 15%以上 ⑥ 50%未満 30%未満 15%未満 同族株主等以外の株主 同族株主等(原則的評価方式等) 同族株主等以外の株主(配当還元方式) 「同族株主等」に該当する納税義務者のうち、議決権割合(⑥の割合)が5%未満の者の評価方式は、「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄により判定します。														
2. 少数株式所有者の評価方式の判定				<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>判定内容</th> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⊖ 役員</td> <td>である(原則的評価方式) ・でない(次のⓉへ)</td> </tr> <tr> <td>Ⓣ 納税義務者が中心的な同族株主</td> <td>である(原則的評価方式) ・でない(次の⊖へ)</td> </tr> <tr> <td>Ⓝ 納税義務者以外に中心的な同族株主(又は株主)</td> <td>がいる(配当還元方式) ・ がない(原則的評価方式等) (氏名 )</td> </tr> <tr> <td>判定</td> <td>原則的評価方式 ・ 配当還元方式</td> </tr> </table>			項目	判定内容	氏名		⊖ 役員	である(原則的評価方式) ・でない(次のⓉへ)	Ⓣ 納税義務者が中心的な同族株主	である(原則的評価方式) ・でない(次の⊖へ)	Ⓝ 納税義務者以外に中心的な同族株主(又は株主)	がいる(配当還元方式) ・ がない(原則的評価方式等) (氏名 )	判定	原則的評価方式 ・ 配当還元方式
項目	判定内容																	
氏名																		
⊖ 役員	である(原則的評価方式) ・でない(次のⓉへ)																	
Ⓣ 納税義務者が中心的な同族株主	である(原則的評価方式) ・でない(次の⊖へ)																	
Ⓝ 納税義務者以外に中心的な同族株主(又は株主)	がいる(配当還元方式) ・ がない(原則的評価方式等) (氏名 )																	
判定	原則的評価方式 ・ 配当還元方式																	
納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数				②	400	⑤ (②/④) 100												
筆頭株主グループの議決権の合計数				③	400	⑥ (③/④) 100												
評価会社の発行済株式又は議決権の総数				①	400	④ 100												

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成三十年一月一日以降用)

3. 会社の規模 (Lの割合) の判定									
判 定 要 素	項 目		金 額		項 目		人 数		
		直前期末の総資産価額 (帳簿価額)		千円 493,533		直前期末以前1年間 における従業員数	〔従業員数の内訳〕 〔継続勤務従業員数〕	14 人	
	直前期末以前1年間の取引金額		千円 698,233		〔継続勤務従業員以外の従業員の労働時間の合計時間数〕 ( 14 人 ) + ( 140 時間 ) 1,800時間				
判 定 基 準	㊦ 直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分				70人以上の会社は、大会社 ( ㊧ 及び ㊨ は不要 )				
	㊦ 直前期末の総資産価額 (帳簿価額) 及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分				㊧ 直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分			会社規模とLの割合 (中会社) の区分	
	総資産価額 (帳簿価額)		従業員数		取引金額				
	卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		
	20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社	
	4億円以上 20億円未満	5億円以上 15億円未満	5億円以上 15億円未満	35人超	7億円以上 30億円未満	5億円以上 20億円未満	4億円以上 15億円未満	0.90	中 会 社
	2億円以上 4億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	20人超 35人以下	3億5,000万円以上 7億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	2億円以上 4億円未満	0.75	
	7,000万円以上 2億円未満	4,000万円以上 2億5,000万円未満	5,000万円以上 2億5,000万円未満	5人超 20人以下	2億円以上 3億5,000万円未満	6,000万円以上 2億5,000万円未満	8,000万円以上 2億円未満	0.60	
	7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社	
・「会社規模のLの割合 (中会社) の区分」欄は、㊦欄の区分 (「総資産価額 (帳簿価額)」と「従業員数」とのいずれか下位の区分) と ㊧欄 (取引金額) の区分とのいずれか上位の区分により判定します。									
判 定	大会社		中 会 社		L の 割 合		小 会 社		
4. 増 (減) 資の状況その他評価上の参考事項									

第2表 特定の評価会社の判定の明細書

会社名 株式会社CCS出版

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成三十年一月一日以降用)

		判 定 要 素						判 定 基 準	(1)欄のいずれか2の判定要素が0であり、かつ、(2)欄のいずれか2以上の判定要素が0である(該当) でない(非該当)		
		(1)直前期末を基とした判定要素			(2)直前々期末を基とした判定要素						
		第4表の㉞の金額	第4表の㉟の金額	第4表の㊱の金額	第4表の㉞の金額	第4表の㉟の金額	第4表の㊱の金額				
1. 比準要素数1の会社		円	銭	円	円	銭	円	円	該 当	非該当	
		0	60	348	158	0	50	308	149		
2. 株式等保有特定会社		総資産価額 (第5表の㉑の金額)		株式等の価額の合計額 (第5表の㉒の金額)		株式等保有割合 (㉓/㉑)		判定基準	㉓の割合が50%以上である	㉓の割合が50%未満である	
		① 千円		② 千円		③ %		判定	該 当	非該当	
		805,422		96,982		12					
3. 土地保有特定会社		総資産価額 (第5表の㉑の金額)		土地等の価額の合計額 (第5表の㉒の金額)		土地保有割合 (㉓/㉑)		会社の規模の判定 (該当する文字を○で囲んで表示します。)			
		④ 千円		⑤ 千円		⑥ %		大会社 ・ 中会社 ・ 小会社			
		805,422		22,389		2					
		判定基準	会社の規模	大会社		中会社		小会社 (総資産価額(帳簿価額)が次の基準に該当する会社)			
				⑥の割合		70%以上	70%未満	90%以上	90%未満	70%以上	70%未満
		判定		該 当	非該当	該 当	非該当	該 当	非該当	該 当	非該当
4. 開業後3年未満の会社等	(1)開業後3年未満の会社	判定要素		判定基準		課税時期において開業後3年未満である		課税時期において開業後3年未満でない			
	開業年月日		平成10年 4月 1日		判定		該 当		非該当		
(2)比準要素数0の会社		直前期末を基とした判定要素				判定基準	直前期末を基とした判定要素がいずれも0である(該当) でない(非該当)				
		第4表の㉞の金額	第4表の㉟の金額	第4表の㊱の金額	判定		該 当		非該当		
		円	銭	円	円		該 当		非該当		
		0	60	348	158		該 当		非該当		
5. 開業前又は休業中の会社		開業前の会社の判定		休業中の会社の判定		6. 清算中の会社					
		該 当	非該当	該 当	非該当	該 当				非該当	
7. 特定の評価会社の判定結果		1. 比準要素数1の会社					2. 株式等保有特定会社				
		3. 土地保有特定会社					4. 開業後3年未満の会社等				
		5. 開業前又は休業中の会社					6. 清算中の会社				
		〔 該当する番号を○で囲んでください。なお、上記の「1. 比準要素数1の会社」欄から「6. 清算中の会社」欄の判定において2以上に該当する場合には、後の番号の判定によります。 〕									

第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書 会社名 株式会社CCS出版

(平成三十年一月一日以降用)

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

1. 原則的評価方式による価額	1株当たりの価額の計算の基となる金額		類似業種比準価額 (第4表の⑳、㉑又は㉒の金額) ① 円 539,100	1株当たりの純資産価額 (第5表の㉓の金額) ② 円 870,525	1株当たりの純資産価額の80%相当額 (第5表の㉔の記載がある場合のその金額) ③ 円		
	1株当たりの価額の計算	区分	1株当たりの価額の算定方法		1株当たりの価額		
		大会社の株式の価額	①の金額と②の金額とのいずれか低い方の金額 (②の記載がないときは①の金額)		④ 円		
		中会社の株式の価額	①の②のいずれか低い方の金額 Lの割合 ②の金額 ③の金額があるときは③の金額 Lの割合 ( 539,100 円×0.75 )+( 870,525 円×(1-0.75) )		⑤ 円 621,956		
	小会社の株式の価額	②の金額(③の金額があるときは③の金額)と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ②の金額(③の金額があるときは③の金額) ( 円×0.50)+( 円×0.50)= 円		⑥ 円			
株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額 (④、⑤又は⑥) 円— 円 銭		修正後の株式の価額 ⑦ 円			
	課税時期において株式の割当てを受ける権利、株主となる権利又は株式無償交付期待権の発生している場合	株式の価額 (④、⑤又は⑥(⑦)があるときは⑦) 円+ 割当株式1株当たりの払込金額 円× 1株当たりの割当株式数 株)÷(1株+ 1株当たりの割当株式数又は交付株式数 株)		修正後の株式の価額 ⑧ 円			
2. 配当還元方式による価額	1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等		直前期末の資本金等の額 ⑨ 千円	直前期末の発行済株式数 ⑩ 株	直前期末の自己株式数 ⑪ 株	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (⑨÷50円) ⑫ 株	1株当たりの資本金等の額 (⑨÷(⑩-⑪)) ⑬ 円
	直前の期末以前2年	事業年度	⑭ 年 配 当 金 額	⑮ 左のうち非経常的な配当金額	⑯ 差引経常的な年配当金額 (⑭-⑮)	年平均配当金額	
		直前期	千円	千円	⑰ 千円	⑱ (⑰+⑯)÷2 千円	
		直前々期	千円	千円	⑲ 千円		
	1株(50円)当たりの年配当金額	年平均配当金額(⑱) ⑲の株式数 ⑳		千円 ÷ 株 = 円 銭		この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。	
配当還元価額	⑳の金額 ㉑の金額 ㉒		㉓ 円		㉔の金額が、原則的評価方式により計算した価額を超える場合には、原則的評価方式により計算した価額とします。		
3. 株式に関する権利の価額 (1.及び2.に共通)	配当期待権	1株当たりの予想配当金額 源泉徴収されるべき所得税相当額 ( 円 銭)-( 円 銭)		㉕ 円 銭	4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1.及び2.に共通)		
	株式の割当てを受ける権利 (割当株式1株当たりの価額)	⑧(配当還元方式の場合は⑳)の金額 割当株式1株当たりの払込金額 円— 円		㉖ 円	株式の評価額	621,956 円	
	株主となる権利 (割当株式1株当たりの価額)	⑧(配当還元方式の場合は㉑)の金額(課税時期後にその株主となる権利につき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)		㉗ 円	株式に関する権利の評価額	円	
	株式無償交付期待権 (交付される株式1株当たりの価額)	⑧(配当還元方式の場合は㉑)の金額		㉘ 円			

第4表 類似業種比準価額等の計算明細書

会社名 株式会社CCS出版

(平成三十年一月一日以降用)

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

1. 1株当たりの資本金の額等の計算		直前期末の資本金等の額 ① 千円 20,000	直前期末の発行済株式数 ② 株 400	直前期末の自己株式数 ③ 株	1株当たりの資本金等の額(①÷(②-③)) ④ 円 50,000	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数(①÷50円) ⑤ 株 400,000			
2. 比準要素の金額の計算	1株(50円)当たりの年配当金額					比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額			
	事業年度	⑥ 年配当金額	⑦ 左のうち非経常的な配当金額	⑧ 差引経常的な年配当金額(⑥-⑦)	年平均配当金額	⑨ ⑤	⑩ 円 銭 0 60		
	直前期	千円 300	千円	千円 ⑪	千円 ⑨((⑦+⑩)÷2) 250	⑩ ⑤	⑫ 円 銭 0 50		
	直前々期	千円 200	千円	千円 ⑬		1株(50円)当たりの年配当金額(⑫の金額)			
	直前々期の前期	千円 200	千円	千円 ⑭	千円 ⑩((⑬+⑭)÷2) 200	⑬	円 銭 0 60		
	1株(50円)当たりの年利益金額					比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額			
	事業年度	⑮ 法人税の課税所得金額	⑯ 左のうち非経常的な利益金額	⑰ 受取配当等の利益金不算入額	⑱ 左の所得税額	⑲ 損金算入した繰越欠損金の控除額	⑳ 差引利益金額(⑮-⑯+⑰-⑱+⑲)	㉑ 円 ⑳ 又は (㉑+㉒)÷2 ㉓ 348	
	直前期	千円 142,342	千円	千円 7,982	千円 2,060	千円 ㉔	千円 ㉕ 148,264	㉖ 円 ㉗ 又は (㉖+㉗)÷2 ㉘ 308	
	直前々期	千円 123,532	千円	千円 9,565	千円 2,472	千円 ㉙	千円 ㉚ 130,625	1株(50円)当たりの年利益金額 (㉙ 又は (㉙+㉚)÷2 の金額)	
	直前々期の前期	千円 111,242	千円	千円 7,129	千円 1,870	千円 ㉛	千円 ㉜ 116,501	㉝	円 348
	1株(50円)当たりの純資産価額					比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額			
	事業年度	⑳ 資本金等の額	㉞ 利益積立金額	㉟ 純資産価額(㉞+㉟)		㊱ 円 ㊲ 又は (㊱+㊲)÷2 ㊳ 158	円 158		
直前期	千円 20,000	千円 43,374	千円 ㊴ 63,374		㊵ 円 ㊶ 又は (㊵+㊶)÷2 ㊷ 149	円 149			
直前々期	千円 20,000	千円 39,853	千円 ㊸ 59,853		㊹	円 158			
3. 類似業種比準価額の計算	1株(50円)当たりの年配当金額		1株(50円)当たりの年利益金額		1株(50円)当たりの純資産価額		1株(50円)当たりの比準価額		
	類似業種と業種目番号	産業機器器具卸売業 (No. 75)	区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額		
	課税時期の属する月	2月 ㉑	評議会	円 銭 0 60	円 ㉒	円 ㉓	円 158		
	課税時期の属する月の前月	1月 ㉔	類似業種	円 銭 8 30	円 ㉕	円 ㉖	円 377		
	課税時期の属する月の前々月	12月 ㉗	要素別比準割合	0.07	㉘	㉙	0.41		
	前年平均株価	㉚	比準割合	㉛ = 2.62		㉜ 円 銭 539 10			
	課税時期の属する月以前2年間の平均株価	㉝	類似業種と業種目番号		機械器具卸売業 (No. 74)		比準価額		
	課税時期の属する月	2月 ㉞	区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額		
	課税時期の属する月の前月	1月 ㉟	評議会	円 銭 0 60	円 ㊱	円 ㊲	円 158		
	課税時期の属する月の前々月	12月 ㊳	類似業種	円 銭 7 70	円 ㊴	円 ㊵	円 353		
	前年平均株価	㊶	要素別比準割合	0.07	㊷	㊸	0.44		
	課税時期の属する月以前2年間の平均株価	㊹	比準割合	㊺ = 3.22		㊻ 円 銭 645 20			
1株当たりの比準価額		比準価額(㉜)と(㊼)とのいずれか低い方		④の金額 50,000円		⑥ 円 539,100			
比準価額の修正		直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合		1株当たりの配当金額		修正比準価額			
		比準価額(㉜)		円- 円 銭		㉟ 円			
		直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合		比準価額(㉜) (㉟があるときは㊱) ( 円+ 円 銭× 株) ÷ (1株+ 株)		修正比準価額			
				割当株式1株当たり1株当たりの割当株式数又は交付株式数		㊲ 円			

第5表 1株当たりの純資産価額(相続税評価額)の計算明細書

会社名 株式会社CCS出版

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成三十年一月一日以降用)

1. 資産及び負債の金額 (課税時期現在)							
資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目	相続税評価額	帳簿価額	備考	科 目	相続税評価額	帳簿価額	備考
	千円	千円			千円	千円	
現金預金	69,736	69,112		支払手形	50,991	50,991	
受取手形	100,679	104,762		買掛金	86,852	86,852	
売掛金	175,285	179,468		短期借入金	90,182	90,182	
製品	103,441	103,441		未払金	6,731	6,731	
仕掛品	15,921	15,921		未払費用	8,962	8,962	
原材料	21,963	21,963		預り金	7,363	7,363	
未収入金	6,022	6,022		長期借入金	75,320	75,320	
短期貸付金	3,840	3,840		未納法人税	26,995	26,995	
借地権	53,312			未納府民税	1,473	1,473	
建物	50,468	72,968		未納市民税	3,810	3,810	
機械装置	51,507	51,507		未納事業税	12,970	12,970	
車両運搬具	2,187	2,187		未納消費税	5,779	5,779	
器具備品	4,705	4,705		未納固定資産税	18,621	18,621	
土地	22,389	19,420		役員賞与	15,000	15,000	
電話加入権	185	404		退職金	16,230	16,230	
関係会社株式	14,982	10,000					
投資有価証券	82,000	32,000					
長期貸付金	26,800	26,800					
合 計	① 805,422	② 724,520		合 計	③ 427,279	④ 427,279	
株式等の価額の合計額	㉑ 96,982	㉒ 42,000		/			
土地等の価額の合計額	㉓ 22,389						
現物出資等受入れ資産の価額の合計額	㉔ -	㉕ -					
2. 評価差額に対する法人税額等相当額				3. 1株当たりの純資産価額の計算			
相続税評価額による純資産価額 (①-③)	⑤ 千円 378,143			課税時期現在の純資産価額 (相続税評価額) (⑤-⑧)	⑨ 千円 348,210		
帳簿価額による純資産価額 (②+(㉖-㉗-④), マイナスの場合は0)	⑥ 千円 297,241			課税時期現在の発行済株式数 (第1表の1の①)-自己株式数	⑩ 株 400		
評価差額に相当する金額 (⑤-⑥, マイナスの場合は0)	⑦ 千円 80,902			課税時期現在の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額) (⑨÷⑩)	⑪ 円 870,525		
評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×37%)	⑧ 千円 29,933			同族株主等の議決権割合(第1表の1の⑤) の割合)が50%以下の場合 (⑪×80%)	⑫ 円		

自社株評価システム 出力帳票サンプル  
(特定の評価会社)

■第1表：株主及び会社規模の判定

◎会社名等

整理番号	01234233		
電話番号	06-6666-7777		
会社名	株式会社CCSS商事	業種	卸売
代表者氏名	池田一郎		
課税時期	R3. 2. 10		
直前期 (自)	H31. 4. 1		
(至)	R2. 3. 31		
本店の所在地	大阪市東淀川区〇〇2-1-12 〇〇ビル4F		
事業内容	取扱品目、製造卸売等区分	業種目番号	構成比(%)
	産業機械器具卸売業	75	100

●1. 株主及び評価方式の判定

<判定要素（課税時期現在の株式所有状況）>

氏名又は名称	続柄	会社における役職名	株式数(株)	株式の種類	議決権数(個)	議決権割合(%)	入力
池田一郎	納税義務者	代表取締役	200		200	50	<input type="checkbox"/>
池田和子	妻		100		100	25	<input type="checkbox"/>
池田義男	弟	取締役	50		50	12	<input type="checkbox"/>
鈴木恵子	姉		50		50	12	<input type="checkbox"/>
							<input type="checkbox"/>
							<input type="checkbox"/>
							<input type="checkbox"/>
							<input type="checkbox"/>
							<input type="checkbox"/>
							<input type="checkbox"/>
自己株式							<input type="checkbox"/>
納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数					<input type="checkbox"/> 入力	400	100 (5)
筆頭株主グループの議決権の合計数					<input type="checkbox"/> 入力	400	100 (6)
評価会社の発行済株式又は議決権の総数			400		400	100	

入力

入力

判定	同族株主等（原則的評価方式等）
----	-----------------

§ 判定基準

筆頭株主グループの議決権割合(6の割合)	50%超	30%以上 50%以下	30%未満	株主の区分
納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合(5の割合)	50%超	30%以上	15%以上	同族株主等
	50%未満	30%未満	15%未満	同族株主等以外の株主

●2. 少数株式所有者の評価方式の判定

<判定要素>

氏名	
役員	<input type="checkbox"/>
納税義務者が中心的な同族株主	<input type="checkbox"/>
納税義務者以外に中心的な同族株主	<input type="checkbox"/>
	(氏名)
判定	



● 3. 会社規模（Lの割合）の判定

<判定要素>

直前期末の総資産価額	493,533	千円
直前期末以前1年間の取引金額	698,233	千円
直前期末以前1年間における従業員数	14.0	人
継続勤務従業員数	14	人
その他の従業員の労働時間の合計数	140	時間

判定	中会社（Lの割合 0.75）
----	----------------

§ 判定基準

直前期末以前1年間における従業員数に依る区分	70人以上の会社は大会社
------------------------	--------------

（※70人未満の会社の場合、下表により判定）

直前期末の総資産価額（帳簿価額）及び従業員数に依る区分				直前期末以前1年間の取引金額に依る区分			会社規模とLの割合（中会社）の区分
総資産価額（帳簿価額）			従業員数	取引金額			
卸売業	小売・サービス業	卸売業・小売サービス業以外			卸売業	小売・サービス業	卸売業・小売サービス業以外
20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社
4億円以上 20億円未満	5億円以上 15億円未満	5億円以上 15億円未満	35人超	7億円以上 30億円未満	5億円以上 20億円未満	4億円以上 15億円未満	0.90
2億円以上 4億円未満	2.5億円以上 5億円未満	2.5億円以上 5億円未満	20人超 35人以下	3.5億円以上 7億円未満	2.5億円以上 5億円未満	2億円以上 4億円未満	0.75
7千万円以上 2億円未満	4千万円以上 2.5億円未満	5千万円以上 2.5億円未満	5人超 20人以下	2億円以上 3.5億円未満	6千万円以上 2.5億円未満	8千万円以上 2億円未満	0.60
7千万円未満	4千万円未満	5千万円未満	5人以下	2億円未満	6千万円未満	8千万円未満	小会社

● 4. 増(減)資の状況その他の評価上の参考事項


■第2表：特定の評価会社の判定

●1. 比準要素数1の会社

直前期末における 判定要素 (1)	第4表の(B1)	第4表の(C1)	第4表の(D1)	§ 判定基準 (1)欄のいずれか2の 判定要素が0であり、 かつ、(2)欄のいずれか 2以上の判定要素が0	
	円 0.60	円 348	円 158		
直前々期末における 判定要素 (2)	第4表の(B2)	第4表の(C2)	第4表の(D2)	判定	非該当
	円 0.50	円 308	円 149		

●2. 株式等保有特定会社

総資産価額 (第5表の(1))	株式等の価額の 合計額 (第5表の(イ))	株式等保有割合 (2)÷(1)	判定	§ 判定基準 株式等保有割合が50%以上
(1) 千円 1,605,422	(2) 千円 882,000	(3) % 54	該当	

●3. 土地保有特定会社

総資産価額 (第5表の(1))	土地等の価額の 合計額 (第5表の(ハ))	土地保有割合 (5)÷(4)	会社の規模の判定	§ 判定基準	
				大会社 中会社 小会社 ・卸売業 20億以上 7000万以上 ・小売・サービス 15億以上 4000万以上 ・上記以外 15億以上 5000万以上	土地保有割合 70%以上 90%以上 70%以上 90%以上 70%以上 90%以上 70%以上 90%以上
(4) 千円 1,605,422	(5) 千円 22,389	(6) % 1	中会社		
		判定	非該当		

●4. 開業後3年未満の会社等

(1) 開業後3年未満の会社

判定要素	開業年月日	判定	非該当	§ 判定基準 課税時期において 開業後3年未満

(2) 比準要素数0の会社

直前期末における 判定要素	第4表の(B1)	第4表の(C1)	第4表の(D1)	§ 判定基準 判定要素がいずれも0	
		円 0.60	円 348	円 158	判定

●5. 開業前又は休業中の会社

開業前の会社	非該当	休業中の会社	非該当
--------	-----	--------	-----

●6. 清算中の会社

清算中の会社	非該当
--------	-----

●7. 特定の評価会社の判定結果

株式等保有特定会社

■ 第4表：類似業種比準価額等の計算

● 1. 1株当たりの資本金等の額等の計算

直前期末の資本金等の額	直前期末の発行済株式数	直前期末の自己株式数	1株当たりの資本金等の額 (1) ÷ ((2) - (3))
(1) 千円 20,000	(2) 株 400	(3) 株	(4) 円 50,000
			1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数
			(5) 株 400,000

● 2. 比準要素等の金額の計算

< 1株(50円)当たりの年配当金額 >

(千円)

直前期末以前2(3)カ年間の年平均配当金額					比準要素数1又は0の会社の判定要素の金額
事業年度	(6) 年配当金額	(7) 非経常的な配当金額	(8) 差引経常的な配当金額	年平均配当金額	(B1) 円
直前期	300		(イ)	(9) ((イ)+(ロ)) ÷ 2	(B2) 円
直前々期	200		(ロ)	250	(10) / (5) 0.50
直前々期の前期	200		(ハ)	(10) ((ロ)+(ハ)) ÷ 2	1株(50円)当たりの年配当金額
				200	(B) 円
					0.60

< 1株(50円)当たりの年利益金額 >

(千円)

直前期末以前2(3)カ年間の利益金額						比準要素数1又は0の会社の判定要素の金額	
事業年度	(11) 法人税の課税所得金額	(12) 非経常的な利益金額	(13) 益金不算入額	(14) 左の所得税額	(15) 繰越欠損金の控除額	(16) 差引利益金額	(C1) 円
直前期	142,342		7,982	2,060		(ニ) 148,264	(C2) 円
直前々期	123,532		9,565	2,472		(ホ) 130,625	1株(50円)当たりの年利益金額
直前々期の前期	111,242		7,129	1,870		(ハ) 116,501	(C) 円
							348

< 1株(50円)当たりの純資産価額 >

(千円)

直前期末(直前々期末)の純資産価額				比準要素数1又は0の会社の判定要素の金額	
事業年度	(17) 資本金等の額	(18) 利益積立金額	(19) 純資産価額	(D1) 円	
直前期	20,000		(ト) 43,374	(D2) 円	
直前々期	20,000		(チ) 39,853	(チ) / (5) 149	
				59,853	1株(50円)当たりの純資産価額
					(D) 円
					158

● 3. 類似業種比準価額の計算  
 < 1株 (50円) 当たりの比準価額 >

類似業種と 業種目番号		産業機械器具卸売業 No. 75		比準割合の計算		
類似業種の株価 (月) (円)		区 分	1株当たり 年配当金額	1株当たり 年利益金額	1株当たり 純資産価額	
課税時期の 属する月	2	365	評価会社 (円)	円 0.60	円 348	円 158
課税時期の 属する月の前月	1	359	類似業種 (円)	8.30	47	377
課税時期の 属する月の前々月	12	360	要素別 比準割合	0.07	7.40	0.41
前年平均株価		343	比 準 割 合	(21)		
課税時期の属する月以前 2年間の平均株価		350		2.62		
A (最も低いもの) (20)		343	1株(50円)当たりの 比準価額		(22) 円 539.10	

類似業種と 業種目番号		機械器具卸売業 No. 74		比準割合の計算		
類似業種の株価 (月) (円)		区 分	1株当たり 年配当金額	1株当たり 年利益金額	1株当たり 純資産価額	
課税時期の 属する月	2	377	評価会社 (円)	円 0.60	円 348	円 158
課税時期の 属する月の前月	1	373	類似業種 (円)	7.70	38	353
課税時期の 属する月の前々月	12	364	要素別 比準割合	0.07	9.15	0.44
前年平均株価		334	比 準 割 合	(24)		
課税時期の属する月以前 2年間の平均株価		337		3.22		
A (最も低いもの) (23)		334	1株(50円)当たりの 比準価額		(25) 円 645.20	

< 1株当たりの比準価額 >

比準価額 ((22) と (25) のいずれか低い方) × (4) の金額 ÷ 50円	(26) 円 539,100
---	-------------------

< 比準価額の修正 >

直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合			修正比準価額
比準価額	円 -	1株当たりの配当金額 円	(27) 円
直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合			
比準価額	割当株式1株当たりの 払込金額	1株当たりの 割当株式数	1株当たりの割当 株式数又は交付株式数
円 +	円 ×	株) ÷ (1株 +	株)
			修正比準価額 (28) 円



■第6表：特定の評価会社の株式等の価額の計算

●1. 純資産価額方式等による価額  
 <1株当たりの価額の計算の基となる金額>

類似業種比準価額	1株当たりの純資産価額	1株当たりの純資産価額の80%相当額
(1) 円 539,100	(2) 円 2,870,525	(3) 円

<1株当たりの価額の計算>

区 分	1株当たりの価額の算定方法	1株当たりの価額
比準要素数1の会社の株式	(2)の金額((3)の金額があるときは(3)の金額)と「((1)の金額×0.25)+(2)(又は(3))の金額×0.75」の低い方	(4) 円
株式等保有特定会社の株式	(第8表の(27)の金額)	(5) 円 2,680,718
土地保有特定会社の株式	((2)の金額((3)の金額があるときは(3)の金額))	(6) 円
開業後3年未満の会社等の株式	((2)の金額((3)の金額があるときは(3)の金額))	(7) 円
開業前又は休業中の会社の株式	((2)の金額)	(8) 円

<株式の価額の修正>

課税時期において配当期待権の発生している場合	修正後の株式の価額
株式の価額 円 - 1株当たりの配当金額 円	(9) 円
課税時期において株式の割当てを受ける権利等の発生している場合	修正後の株式の価額
株式の価額 円 + 割当株式1株当たりの払込金額 円 × 1株当たりの割当株式数 株 ÷ (1株 + 1株当たりの割当株式数又は交付株式数 株)	(10) 円

●2. 配当還元方式による価額  
 <1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等>

直前期末の資本金等の額	直前期末の発行済株式数	直前期末の自己株式数	1株50円とした場合の発行済株式数	1株当たりの資本金等の額
(11) 千円	(12) 株	(13) 株	(14) 株	(15) 円

<直前期末以前2年間の配当金額>

事業年度	年配当金額	非経常的な配当金額	経常的な年配当金額	年平均配当金額
	(16)	(17)	(18)	(19)
直前期	千円	千円	千円	千円
直前々期	千円	千円	千円	千円

<1株(50円)当たりの年配当金額・配当還元価額>

1株(50円)当たりの年配当金額	年平均配当金額÷(14)の株式数 (この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭)	(20) 円
配当還元価額	(20)の金額÷10%×(15)の金額÷50円 (純資産価額方式等による価額を超える場合は純資産価額方式等により計算した価額)	(22) 円

●3. 株式に関する権利の価額

配当期待権	1株当たりの予想配当金額 円 - 源泉徴収されるべき所得税相当額 円	(23) 円
株式の割当てを受ける権利	(10)または(22)の金額 円 - 割当株式1株当たりの払込金額 円	(24) 円
株主となる権利		(25) 円
株式無償交付期待権		(26) 円

●4. 株式及び株式に関する権利の価額

株式の評価額	2,680,718 円	株式に関する権利の価額	配当期待権 株式の割当てを受ける権利 株主となる権利 株式無償交付期待権	円
--------	-------------	-------------	---	---

■ 第7表：株式等保有特定会社の株式の価額の計算

● 1. S1の金額

<受取配当金等收受割合の計算>

事業年度	直前期 (1)	直前々期 (2)	合計 (1)+(2)	受取配当金等收受割合
受取配当金等の額	千円 10,300	千円 12,360	千円 22,660	$(1) \div ((1)+(2))$ (1)
営業利益金額	千円 98,310	千円 65,619	千円 163,929	(1)

<(B) - (b)の金額>

1株(50円)当たりの 年配当金額 (B)	受取配当金等收受割合 (1)	(b)の金額 (3) × (1)	(B) - (b)の金額 (3) - (4)
(3) 円 0.60	(1)	(4) 円	(5) 円 0.60

<(C) - (c)の金額>

1株(50円)当たりの 年利益金額 (C)	受取配当金等收受割合 (1)	(c)の金額 (6) × (1)	(C) - (c)の金額 (6) - (7)
(6) 円 348	(1)	(7) 円 42	(8) 円 306

<(D) - (d)の金額>

1株(50円)当たりの 純資産価額 (D)	直前期末の株式等の 帳簿価額の合計額	直前期末の総資産価額 (帳簿価額)	(1)の金額 (9) × ((10) ÷ (11))
(9) 円 158	(10) □ 入力 千円 832,000	(11) □ 入力 千円 1,524,520	(12) 円 86
利益積立金額	1株50円とした場合の 発行済株式数	受取配当金等收受割合 (1)	(11)の金額 (13) ÷ (14) × (1)
(13) 千円 43,374	(14) 株 400,000	0.121	(15) 円 13
(d)の金額 (12)+(15)	(D) - (d)の金額 (9) - (16)		
(16) 円 99	(17) 円 59		

< 1株 (50円) 当たりの比準価額 >

類似業種と業種目番号		産業機械器具卸売業		比準割合の計算		
		No.	75			
類似業種の株価			区 分	1株当たり年配当金額	1株当たり年利益金額	1株当たり純資産価額
(月) (円)						
課税時期の属する月	2	361	評価会社 (円)	円 0.60	円 306	円 59
課税時期の属する月の前月	1	379	類似業種 (円)	6.60	48	330
課税時期の属する月の前々月	12	372	要素別比準割合	0.09	6.37	0.17
前年平均株価		346	比 準 割 合	(19)		
課税時期の属する月以前2年間の平均株価		358		2.21		
A (最も低いもの)		(18) 346	1株(50円)当たりの比準価額		(20)	円 458.70

類似業種と業種目番号		機械器具卸売業		比準割合の計算		
		No.	74			
類似業種の株価			区 分	1株当たり年配当金額	1株当たり年利益金額	1株当たり純資産価額
(月) (円)						
課税時期の属する月	2	371	評価会社 (円)	円 0.60	円 306	円 59
課税時期の属する月の前月	1	400	類似業種 (円)	7.30	43	352
課税時期の属する月の前々月	12	394	要素別比準割合	0.08	7.11	0.16
前年平均株価		359	比 準 割 合	(22)		
課税時期の属する月以前2年間の平均株価		378		2.45		
A (最も低いもの)		(21) 359	1株(50円)当たりの比準価額		(23)	円 527.70

< 1株当たりの比準価額 >

比準価額 ((20)と(23)のいずれか低い方) × 第4表(4)の金額 ÷ 50円	(24)	円 458,700
--	------	--------------

< 比準価額の修正 >

直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合			修正比準価額	
比準価額	1株当たりの配当金額		(25)	円
円 -		円		
直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合				
比準価額	割当株式1株当たりの払込金額	1株当たりの割当株式数	1株当たりの割当株式数又は交付株式数	
円 +	円 ×	株) ÷ (1株 +	株)	
				修正比準価額
				(26)
				円



■ 第 8 表：株式等保有特定会社の株式の価額の計算(続)

● 1. S1の金額(続)

<純資産価額(相続税評価額)の修正計算>

相続税評価額による純資産価額 (第5表の⑤)	課税時期現在の株式等の 価額の合計額 (第5表のイ)	差 引 (1)-(2)
(1) 千円 1,178,143	(2) 千円 882,000	(3) 千円 296,143
帳簿価額による純資産価額 (第5表の⑥)	株式等の帳簿価額の合計額 (第5表のロ)+(ニ)-(ホ) □入力	差 引 (4)-(5)
(4) 千円 1,097,241	(5) 千円 832,000	(6) 千円 265,241
評価差額に相当する金額 (3)-(6)	評価差額に対する法人税額等 相当額 (7)×37%	課税時期現在の修正 純資産価額 (3)-(8)
(7) 千円 30,902	(8) 千円 11,433	(9) 千円 284,710
課税時期現在の発行済株式数 (第5表の⑩)	課税時期現在の修正後の1株 当たりの純資産価額 (9)÷(10)	
(10) 株 400	(11) 円 711,775	

<1株当たりのS1の金額の計算の基となる金額>

修正後の類似業種比準価額 (第7表の(24),(25)又は(26))	修正後の1株当たりの純資産価額 (11)の金額
(12) 円 458,700	(13) 円 711,775

<1株当たりのS1の金額の計算>

区 分	1株当たりのS1の金額の算定方法	1株当たりのS1の金額
比準要素数1である 会社のS1の金額	(13)の金額と次の算式で計算した金額のいずれか低い方 [(12)の金額×0.25] + [(13)の金額×0.75]	(14) 円
大会社のS1の金額	(12)の金額と(13)の金額とのいずれか低い方 (13)の記載がないときは(12)の金額	(15) 円
中会社のS1の金額	[(12)と(13)の金額のいずれか低い方×Lの割合] + [(13)の金額×(1-Lの割合)]	(16) 円 521,968
小会社のS1の金額	(13)の金額と次の算式で計算した金額のいずれか低い方 [(12)の金額×0.50] + [(13)の金額×0.50]	(17) 円

● 2. S2の金額

課税時期現在の株式等 の価額の合計額	株式等の帳簿価額 の合計額	株式等に係る評価 差額に相当する金額	評価差額に対する 法人税額等相当額
(18) 千円 882,000	(19) 千円 832,000	(20) 千円 50,000	(21) 千円 18,500
S2の純資産価額相当額	課税時期現在の発行済 株式数	S2の金額	
(22) 千円 863,500	(23) 株 400	(24) 円 2,158,750	

● 3. 株式等保有特定会社の株式の価額

1株当たりの純資産価額 (第5表の⑪又は⑫)	S1の金額とS2の金額との合計額 (14),(15),(16)又は(17) + (24)	株式等保有特定会社の 株式の価額 (25)と(26)の低い方
(25) 円 2,870,525	(26) 円 2,680,718	(27) 円 2,680,718

第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

整理番号 01234233

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成三十年一月一日以降用)

会社名	(電話 06-6666-7777 ) 株式会社CCSS商事		本店の所在地	大阪市東淀川区〇〇2-1-12 〇〇ビル4F														
代表者氏名	池田一郎		事業内容	取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分	業種番号	取引金額の構成比												
課税時期	令和3年2月10日			産業機械器具卸売業	75	100%												
直前期	自平成31年4月1日 至令和2年3月31日																	
1. 株主及び評価方式の判定				納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合(⑤の割合)を基として、区分します。														
判定要素(課税時期現在の株式等所有状況)	氏名又は名称	続柄	会社における役職名	④株式数(株式の種類)	⑤議決権数	⑥議決権割合(⑤/④)												
	池田一郎	納税義務者	代表取締役	200	200	50												
	池田和子	妻		100	100	25												
	池田義男	弟	取締役	50	50	12												
	鈴木恵子	姉		50	50	12												
	自己株式																	
				筆頭株主グループの議決権割合(⑥の割合) 50%超の場合 30%以上50%以下の場合 30%未満の場合 50%超 30%以上 15%以上 (同族株主等) 50%未満 30%未満 15%未満 同族株主等以外の株主 同族株主等(原則的評価方式等) 同族株主等以外の株主(配当還元方式) 「同族株主等」に該当する納税義務者のうち、議決権割合(⑥の割合)が5%未満の者の評価方式は、「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄により判定します。														
2. 少数株式所有者の評価方式の判定				<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>判定内容</th> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>役員</td> <td>である(原則的評価方式等) ・でない(次の㊸へ)</td> </tr> <tr> <td>㊸ 納税義務者が中心的な同族株主</td> <td>である(原則的評価方式等) ・でない(次の㊹へ)</td> </tr> <tr> <td>㊹ 納税義務者以外に中心的な同族株主(又は株主)</td> <td>がいる(配当還元方式) ・ がない(原則的評価方式等) (氏名 )</td> </tr> <tr> <td>判定</td> <td>原則的評価方式 ・ 配当還元方式</td> </tr> </table>			項目	判定内容	氏名		役員	である(原則的評価方式等) ・でない(次の㊸へ)	㊸ 納税義務者が中心的な同族株主	である(原則的評価方式等) ・でない(次の㊹へ)	㊹ 納税義務者以外に中心的な同族株主(又は株主)	がいる(配当還元方式) ・ がない(原則的評価方式等) (氏名 )	判定	原則的評価方式 ・ 配当還元方式
項目	判定内容																	
氏名																		
役員	である(原則的評価方式等) ・でない(次の㊸へ)																	
㊸ 納税義務者が中心的な同族株主	である(原則的評価方式等) ・でない(次の㊹へ)																	
㊹ 納税義務者以外に中心的な同族株主(又は株主)	がいる(配当還元方式) ・ がない(原則的評価方式等) (氏名 )																	
判定	原則的評価方式 ・ 配当還元方式																	
納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数				②	400	⑤ (②/④) 100												
筆頭株主グループの議決権の合計数				③	400	⑥ (③/④) 100												
評価会社の発行済株式又は議決権の総数				①	400	④ 100												

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成三十年一月一日以降用)

3. 会社の規模 (Lの割合) の判定										
判定要素	項目		金額		項目		人数			
		直前期末の総資産価額 (帳簿価額)		千円 493,533	直前期末以前1年間 における従業員数			14 人 〔従業員数の内訳〕 〔継続勤務従業員数〕 (14人) + 〔継続勤務従業員以外の従業員の労働時間の合計時間数〕 (140時間) 1,800時間		
	直前期末以前1年間の取引金額		千円 698,233							
判定基準	① 直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分				70人以上の会社は、大会社 (㊸及び㊹は不要) 70人未満の会社は、㊺及び㊻により判定					
	② 直前期末の総資産価額(帳簿価額)及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分				③ 直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分			会社規模とLの割合(中会社)の区分		
	総資産価額(帳簿価額)		従業員数		取引金額					
	卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外			
	20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社		
	4億円以上 20億円未満	5億円以上 15億円未満	5億円以上 15億円未満	35人超	7億円以上 30億円未満	5億円以上 20億円未満	4億円以上 15億円未満	0.90	中	
	2億円以上 4億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	20人超 35人以下	3億5,000万円以上 7億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	2億円以上 4億円未満	0.75	会	
	7,000万円以上 2億円未満	4,000万円以上 2億5,000万円未満	5,000万円以上 2億5,000万円未満	5人超 20人以下	2億円以上 3億5,000万円未満	6,000万円以上 2億5,000万円未満	8,000万円以上 2億円未満	0.60	社	
	7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社		
	・「会社規模のLの割合(中会社)の区分」欄は、㊺欄の区分(「総資産価額(帳簿価額)」と「従業員数」とのいずれか下位の区分)と㊻欄(取引金額)の区分とのいずれか上位の区分により判定します。									
判定	大会社		中会社		Lの割合			小会社		
4. 増(減)資の状況その他評価上の参考事項										

第2表 特定の評価会社の判定の明細書

会社名 株式会社CCSS商事

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成三十年一月一日以降用)

1. 比準要素数1の会社	判 定 要 素						判 定 基 準	(1)欄のいずれか2の判定要素が0であり、かつ、(2)欄のいずれか2以上の判定要素が0である(該当) でない(非該当)				
	(1)直前期末を基とした判定要素			(2)直前々期末を基とした判定要素								
	第4表の ㉞の金額	第4表の ㉟の金額	第4表の ㊱の金額	第4表の ㉞の金額	第4表の ㉟の金額	第4表の ㊱の金額	判 定	該 当	非 該 当			
円 銭	円	円	円 銭	円	円							
	0 60	348	158	0 50	308 149							
2. 株式等保有特定会社	判 定 要 素						判 定 基 準	③の割合が50%以上である ③の割合が50%未満である				
	総資産価額 (第5表の①の金額)		株式等の価額の合計額 (第5表の④の金額)		株式等保有割合 (②/①)							
	①	千円	②	千円	③	%	判 定	該 当	非 該 当			
	1,605,422	882,000	54									
3. 土地保有特定会社	判 定 要 素						会 社 の 規 模 の 判 定 (該当する文字を○で囲んで表示します。)					
	総資産価額 (第5表の①の金額)		土地等の価額の合計額 (第5表の②の金額)		土地保有割合 (⑤/④)							
	④	千円	⑤	千円	⑥	%	大会社 ・ ㉞会社 ・ 小会社					
		1,605,422	22,389	1								
	判 定 基 準	会社の規模	大会社	中 会 社	小 会 社 (総資産価額(帳簿価額)が次の基準に該当する会社)							
		⑥の割合	70%以上	70%未満	90%以上	90%未満	70%以上	70%未満	90%以上	90%未満		
		該 当	非 該 当	該 当	非 該 当	該 当	非 該 当	該 当	非 該 当			
4. 開業後3年未満の会社等	(1)開業後3年未満の会社	判 定 要 素		判 定 基 準	課 税 時 期 に お い て		課 税 時 期 に お い て					
		開業年月日	年 月 日		開業後3年未満である		開業後3年未満でない					
					判 定		該 当		非 該 当			
(2)比準要素数0の会社	直前期末を基とした判定要素				判 定 基 準	直前期末を基とした判定要素がいずれも0である(該当) でない(非該当)						
	第4表の ㉞の金額	第4表の ㉟の金額	第4表の ㊱の金額									
	円 銭	円	円	判 定	該 当	非 該 当						
	0 60	348	158									
5. 開業前又は休業中の会社	開業前の会社の判定		休業中の会社の判定		6. 清算中の会社				判 定			
	該 当	非 該 当	該 当	非 該 当					該 当	非 該 当		
7. 特定の評価会社の判定結果	1. 比準要素数1の会社				② 株式等保有特定会社							
	3. 土地保有特定会社				4. 開業後3年未満の会社等							
5. 開業前又は休業中の会社				6. 清算中の会社								
〔 該当する番号を○で囲んでください。なお、上記の「1. 比準要素数1の会社」欄から「6. 清算中の会社」欄の判定において2以上に該当する場合には、後の番号の判定によります。 〕												

第4表 類似業種比準価額等の計算明細書

会社名 株式会社CCSS商事

(平成三十年一月一日以降用)

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

1. 1株当たりの資本金等の計算	直前期末の資本金等の額	直前期末の発行済株式数	直前期末の自己株式数	1株当たりの資本金等の額(①÷(②-③))	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数(①÷50円)				
	① 千円 20,000	② 株 400	③ 株	④ 円 50,000	⑤ 株 400,000				
2. 比準要素の金額	直前期末以前2(3)年間の年平均配当金額				比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額				
	事業年度	⑥年配当金額	⑦左のうち非経常的な配当金額	⑧差引経常的な年配当金額(⑥-⑦)	年平均配当金額				
	直前期	千円 300	千円 ⑦	千円 300	千円 ⑨(⑦+⑧)÷2 250	⑨ 円 0 60			
	直前々期	千円 200	千円 ⑧	千円 200	千円 ⑩(⑧+⑨)÷2 200	⑩ 円 0 60			
	直前々期の前期	千円 200	千円 ⑨	千円 200	千円 ⑪(⑨+⑩)÷2 200	⑪ 円 0 60			
3. 類似業種の比準価額の計算	直前期末以前2(3)年間の利益金額				比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額				
	事業年度	⑫法人税の課税所得金額	⑬左のうち非経常的な利益金額	⑭受取配当等の益金不算入額	⑮左の所得税額	⑯損金算入した繰越欠損金の控除額	⑰差引利益金額(⑫-⑬+⑭-⑮+⑯)		
	直前期	千円 142,342	千円	千円 7,982	千円 2,060	千円 ⑰	千円 148,264	⑰ 又は (⑰+⑱)÷2 ⑱ 又は (⑱+⑲)÷2	⑲ 円 348
	直前々期	千円 123,532	千円	千円 9,565	千円 2,472	千円 ⑲	千円 130,625	⑲ 又は (⑲+⑳)÷2 ⑳ 又は (⑳+㉑)÷2	⑳ 円 308
	直前々期の前期	千円 111,242	千円	千円 7,129	千円 1,870	千円 ㉑	千円 116,501	㉑ 又は (㉑+㉒)÷2 ㉒ 又は (㉒+㉓)÷2	㉓ 円 348
4. 類似業種の比準価額の計算	直前期末(直前々期末)の純資産価額				比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額				
	事業年度	⑳資本金等の額	㉑利益積立金額	㉒純資産価額(⑳+㉑)	㉓純資産価額				
	直前期	千円 20,000	千円	千円 43,374	千円 63,374	⑳ 円 158			
	直前々期	千円 20,000	千円	千円 39,853	千円 59,853	㉑ 円 149			
	直前々期の前期	千円 20,000	千円	千円 39,853	千円 59,853	㉒ 円 158			
5. 類似業種の比準価額の計算	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額					
	① 円 0 60	② 円 348	③ 円 158	④ 円 158					
	⑤ 円 0 60	⑥ 円 308	⑦ 円 348	⑧ 円 308					
	⑨ 円 0 60	⑩ 円 308	⑪ 円 348	⑫ 円 308					
	⑬ 円 0 60	⑭ 円 308	⑮ 円 348	⑯ 円 308					
	⑰ 円 0 60	⑱ 円 308	⑲ 円 348	⑳ 円 308					
	㉑ 円 0 60	㉒ 円 308	㉓ 円 348	㉔ 円 308					
	㉕ 円 0 60	㉖ 円 308	㉗ 円 348	㉘ 円 308					
	㉙ 円 0 60	㉚ 円 308	㉛ 円 348	㉜ 円 308					
	㉝ 円 0 60	㉞ 円 308	㉟ 円 348	㊱ 円 308					
1株当たりの比準価額				比準価額(⑳)と㉑とのいずれか低い方					
539円 10銭 × ④の金額 50,000円				⑲ 円 539,100					
比準価額の修正	直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合	比準価額(⑲)	1株当たりの配当金額	修正比準価額					
比準価額の修正	直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合	比準価額(⑲) (㉗があるときは㉗)	割当株式1株当たりの払込金額	修正比準価額					
円- 円 銭 × 円 銭 × (株) ÷ (1株+ 株)				㉘ 円 ㉙ 円					

第5表 1株当たりの純資産価額(相続税評価額)の計算明細書

会社名 株式会社CCSS商事

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成三十年一月一日以降用)

1. 資産及び負債の金額 (課税時期現在)							
資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目	相続税評価額	帳簿価額	備考	科 目	相続税評価額	帳簿価額	備考
	千円	千円			千円	千円	
現金預金	69,736	69,112		支払手形	50,991	50,991	
受取手形	100,679	104,762		買掛金	86,852	86,852	
売掛金	175,285	179,468		短期借入金	90,182	90,182	
製品	103,441	103,441		未払金	6,731	6,731	
仕掛品	15,921	15,921		未払費用	8,962	8,962	
原材料	21,963	21,963		預り金	7,363	7,363	
未収入金	6,022	6,022		長期借入金	75,320	75,320	
短期貸付金	3,840	3,840		未納法人税	26,995	26,995	
借地権	53,312			未納府民税	1,473	1,473	
建物	50,468	72,968		未納市民税	3,810	3,810	
機械装置	51,507	51,507		未納事業税	12,970	12,970	
車両運搬具	2,187	2,187		未納消費税	5,779	5,779	
器具備品	4,705	4,705		未納固定資産税	18,621	18,621	
土地	22,389	19,420		役員賞与	15,000	15,000	
電話加入権	185	404		退職金	16,230	16,230	
関係会社株式	14,982	10,000					
投資有価証券	882,000	832,000					
長期貸付金	26,800	26,800					
合 計	① 1,605,422	② 1,524,520		合 計	③ 427,279	④ 427,279	
株式等の価額の合計額	⑦ 882,000	⑩		/			
土地等の価額の合計額	⑧ 22,389						
現物出資等受入れ資産の価額の合計額	⑨	⑪					
2. 評価差額に対する法人税額等相当額				3. 1株当たりの純資産価額の計算			
相続税評価額による純資産価額 (①-③)	⑤ 千円 1,178,143			課税時期現在の純資産価額 (相続税評価額) (⑤-⑧)	⑨ 千円 1,148,210		
帳簿価額による純資産価額 (②+(⑨-⑪), マイナスの場合は0)	⑥ 千円 1,097,241			課税時期現在の発行済株式数 (第1表の1の①)-自己株式数	⑩ 株 400		
評価差額に相当する金額 (⑤-⑥, マイナスの場合は0)	⑦ 千円 80,902			課税時期現在の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額) (⑨÷⑩)	⑪ 円 2,870,525		
評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×37%)	⑧ 千円 29,933			同族株主等の議決権割合(第1表の1の⑤) の割合)が50%以下の場合 (⑪×80%)	⑫ 円		

第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書 会社名 株式会社CCSS商事

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成三十年一月一日以降用)

1株当たりの価額の計算の基となる金額		類似業種比準価額 (第4表の㉔、㉕又は㉖の金額)	1株当たりの純資産価額 (第5表の㉑の金額)		1株当たりの純資産価額の80%相当額 (第5表の㉒の記載がある場合のその金額)	
		① 円	② 円	③ 円		
		539,100	2,870,525			
1株当たりの価額の計算	株式の区分	1株当たりの価額の算定方法等			1株当たりの価額	
	比準要素数1の会社の株式	②の金額(③の金額があるときは③の金額)と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ②の金額(③の金額があるときは③の金額) ( 円×0.25)+( 円×0.75)= 円			④ 円	
	株式等保有特定会社の株式	(第8表の㉗の金額)			⑤ 円 2,680,718	
	土地保有特定会社の株式	(②の金額(③の金額があるときはその金額))			⑥ 円	
	開業後3年未満の会社等の株式	(②の金額(③の金額があるときはその金額))			⑦ 円	
	開業前又は休業中の会社の株式	(②の金額)			⑧ 円	
株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額 (④、⑤、⑥、⑦又は⑧) 円— 円 銭 1株当たりの配当金額		修正後の株式の価額 ⑨ 円		
	課税時期において株式の割当てを受ける権利、株主となる権利又は株式無償交付期待権の発生している場合	株式の価額 (④、⑤、⑥、⑦又は⑧)割当株式1株当たり1株当たりの (⑨があるときは⑨)割当株式1株当たりの払込金額 割当株式数 ( 円+ 円× 株)÷(1株+ 株)		修正後の株式の価額 ⑩ 円		
2・配当還元方式による価額	1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等	直前期末の資本金等の額 ⑪ 千円	直前期末の発行済株式数 ⑫ 株	直前期末の自己株式数 ⑬ 株	1株当たりの資本金等の額 (⑪÷50円) ⑭ 株	1株当たりの資本金等の額 (⑪÷(⑫-⑬)) ⑮ 円
	直前期末以前2年	事業年度	⑯ 年配当金額	⑰ 左のうち非経常的な配当金額	⑱ 差引経常的な年配当金額 (⑯-⑰)	年平均配当金額 ⑲ (⑰+⑱)÷2 千円
	直前期		千円	千円	⑳ 千円	
	直前々期		千円	千円	㉑ 千円	
	1株(50円)当たりの年配当金額	年平均配当金額(⑲) ⑳の株式数		㉑		㉒ 円 銭 この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。
配当還元価額	㉒の金額 ㉓の金額 ㉔		㉕ 円		㉖の金額が、純資産価額方式等により計算した価額を超える場合には、純資産価額方式等により計算した価額とします。	
3・株式に関する権利の価額 (1.及び2.に共通)	配当期待権	1株当たりの予想配当金額 源泉徴収されるべき 所得税相当額 ( 円 銭)-( 円 銭)		㉗ 円 銭	4.株式及び株式に関する権利の価額 (1.及び2.に共通)	
	株式の割当てを受ける権利 (割当株式1株当たりの価額)	⑩(配当還元方式の場合は㉒)の金額 割当株式1株当たりの 払込金額 円— 円		㉘ 円		
	株主となる権利 (割当株式1株当たりの価額)	⑩(配当還元方式の場合は㉒)の金額(課税時期後にその株主となる権利につき払い込むべき金額がある時は、その金額を控除した金額)		㉙ 円		
	株式無償交付期待権 (交付される株式1株当たりの価額)	⑩(配当還元方式の場合は㉒)の金額		㉚ 円		
				株式の評価額	2,680,718 円	
				株式に関する権利の評価額	円	

第7表 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書

会社名 株式会社CCSS商事

(平成三十年一月一日以降用)

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

1.	受取配当金等	事業年度	① 直前期	② 直前々期	合計(①+②)	受取配当金等受割合 (①÷(①+②))			
	受取割合の計算	受取配当金等の額	千円 10,300	千円 12,360	千円 22,660	※小数点以下3位未満切り捨て ①			
		営業利益の金額	千円 98,310	千円 65,619	千円 163,929	0.121			
S	③-④の金額	1株(50円)当たりの年 配当金額(第4表の③)	受取配当金等受割合 (①)		③の金額 (③×④)	③-④の金額 (③-④)			
	③	円 銭 0 60	0.121		④ 円 銭 0 0	⑤ 円 銭 0 60			
の	⑥-⑦の金額	1株(50円)当たりの年 利益金額(第4表の⑥)	0.121		⑥の金額 (⑥×⑦)	⑥-⑦の金額 (⑥-⑦)			
	⑥	円 348			⑦ 円 42	⑧ 円 306			
金	⑨-⑩の金額	(イ)の金額	1株(50円)当たりの純 資産価額(第4表の⑨)	直前期末の株式等の 帳簿価額の合計額	直前期末の総資産価額 (帳簿価額)	(イ)の金額 (⑨×(⑩÷⑪))			
		⑨	円 158	千円 832,000	千円 1,524,520	⑫ 円 86			
額	⑬-⑭の金額	(ロ)の金額	利益積立金額 (第4表の⑬の「直前期」欄の金額)	1株当たりの資本金等の額を50円 とした場合の発行済株式数 (第4表の⑭の株式数)	受取配当金等受割合 (①)	(ロ)の金額 (⑬÷⑭)×①			
		⑬	千円 43,374	株 400,000	0.121	⑮ 円 13			
		⑯の金額(⑫+⑮)	⑯-⑰の金額(⑨-⑰)		(注) 1 ①の割合は、1を上限とします。 2 ⑰の金額は、⑯の金額(⑨の金額)を上限と します。				
		⑯	円 99	円 59					
1株(50円)当たり	類似業種の業種目番号	産業機械器具卸売業 (No. 75)		区分	1株(50円)当りの年配当金額	1株(50円)当りの年利益金額	1株(50円)当りの純資産価額	1株(50円)当りの比準価額	
	A	課税時期の属する月	2月	① 361円	評 価 社 会	⑤ 円 銭 0 60	⑧ 円 306	⑩ 円 59	※ ⑱×⑲×0.7  ※ (中会社は0.6 小会社は0.5 とします。)
		課税時期の属する月の前月	1月	② 379円		類 似 業 種	円 銭 6 60	円 48	
		課税時期の属する月の前々月	12月	③ 372円	要 素 別 比 準 割 合		⑤ 0.09	⑧ 6.37	
		前年平均株価	④ 346円	比 準 割 合		⑤ B	⑧ C	⑩ D	
		課税時期の属する月以前2年間の平均株価	⑤ 358円		⑤ 0.09				
⑥ A	⑥ ⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪のうち最も低いもの	⑥ 346円	⑥-⑦の金額(⑨-⑬)		⑥ 458円 70銭		⑥ 70銭		
1株(50円)当りの修正	類似業種の業種目番号	機械器具卸売業 (No. 74)		区分	1株(50円)当りの年配当金額	1株(50円)当りの年利益金額	1株(50円)当りの純資産価額	1株(50円)当りの比準価額	
	A	課税時期の属する月	2月	① 371円	評 価 社 会	⑤ 円 銭 0 60	⑧ 円 306	⑩ 円 59	※ ⑳×㉑×0.7  ※ (中会社は0.6 小会社は0.5 とします。)
		課税時期の属する月の前月	1月	② 400円		類 似 業 種	円 銭 7 30	円 43	
		課税時期の属する月の前々月	12月	③ 394円	要 素 別 比 準 割 合		⑤ 0.08	⑧ 7.11	
		前年平均株価	④ 359円	比 準 割 合		⑤ B	⑧ C	⑩ D	
		課税時期の属する月以前2年間の平均株価	⑤ 378円		⑤ 0.08				
⑥ A	⑥ ⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪のうち最も低いもの	⑥ 359円	⑥-⑦の金額(⑨-⑬)		⑥ 527円 70銭		⑥ 70銭		
1株当たりの比準価額		比準価額(⑱)と(⑳)とのいずれか低い方)		第4表の④の金額 50,000円		⑳ 458,700円			
比準価額の修正	直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合	比準価額(㉒)		1株当たりの配当金額		修正比準価額			
	直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合	比準価額(㉒) (㉓があるときは㉓)		割当株式1株当たりの払込金額 1株当たりの割当株式数		修正比準価額			
		円+		円 銭×		株)÷(1株+ 株)			



第8表 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書(続)

会社名 株式会社CCSS商事

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成三十年一月一日以降用)

1. S <sub>1</sub> の金額	相続税評価額による純資産価額 (第5表の⑤の金額)		課税時期現在の株式等の価額の 合計額 (第5表の ①の金額)		差 引 (①-②)	
	①	千円	②	千円	③	千円
		1,178,143		882,000		296,143
	帳簿価額による純資産価額 (第5表の⑥の金額)		株式等の帳簿価額の合計額 (第5表の ④+(③-⑤)の金額)(注)		差 引 (④-⑤)	
	④	千円	⑤	千円	⑥	千円
		1,097,241		832,000		265,241
	評価差額に相当する金額 (③-⑥)		評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×37%)		課税時期現在の修正純資産価額 (相続税評価額) (③-⑧)	
	⑦	千円	⑧	千円	⑨	千円
		30,902		11,433		284,710
	課税時期現在の発行済株式数 (第5表の⑩の株式数)		課税時期現在の修正後の1株当たりの 純資産価額(相続税評価額)(⑨÷⑩)		(注) 第5表の ③及び ④の金額に株 式等以外の資産に係る金額が含ま れている場合には、その金額を 除いて計算します。	
⑩	株	⑪	円			
	400		711,775			
1株当たりのS <sub>1</sub> の金額 の計算の基となる金額		修正後の類似業種基準価額 (第7表の ⑭、⑮又は⑯の金額)	修正後の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額) (⑪の金額)			
		⑫	円	⑬	円	
			458,700		711,775	
1株当たりのS <sub>1</sub> の金額の計算	区 分	1株当たりのS <sub>1</sub> の金額の算定方法				1株当たりのS <sub>1</sub> の金額
	比準要素数1である会社のS <sub>1</sub> の金額	⑬の金額と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ( ⑫の金額 円×0.25) + ( ⑬の金額 円×0.75) = 円				⑭
	上 大会社のS <sub>1</sub> の金額	⑫の金額と⑬の金額とのいずれか低い方の金額 (⑬の記載がないときは⑫の金額)				⑮
	外 中会社のS <sub>1</sub> の金額	⑫と⑬のいずれか Lの割合 ⑬の金額 Lの割合 低い方の金額 [ 458,700 円×0.75 ] + [ 711,775 円×(1-0.75 ) ]				⑯ 521,968
	社 小会社のS <sub>1</sub> の金額	⑬の金額と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ( ⑫の金額 円×0.50) + ( ⑬の金額 円×0.50) = 円				⑰
2. S <sub>2</sub> の金額	課税時期現在の株式等の 価額の合計額 (第5表の ①の金額)		株式等の帳簿価額の合計額 (第5表の ④+(③-⑤)の金額)(注)		株式等に係る評価差額 に相当する金額 (⑱-⑲)	
	⑱	千円	⑲	千円	⑳	千円
		882,000		832,000		50,000
	S <sub>2</sub> の純資産価額相当額 (⑱ - ㉑)		課税時期現在の 発行済株式数 (第5表の⑩の株式数)		S <sub>2</sub> の金額 ( ㉒+ ㉓)	
㉒	千円	㉓	株	㉔	円	
	863,500		400		2,158,750	
3. 株式等保有特定会社の株式の価額	1株当たりの純資産価額(第5表の ⑪の金額(第5表の⑫の金額がある ときはその金額))		S <sub>1</sub> の金額とS <sub>2</sub> の金額との合計額 (⑭、⑮、⑯又は⑰)+ ㉔		株式等保有特定会社の株式の価額 ( ㉕と ㉖とのいずれか低い方の金額)	
	㉕	円	㉖	円	㉗	円
		2,870,525		2,680,718		2,680,718

※ 自社株分散シミュレーション（1）※

様

§ 株式の贈与 §

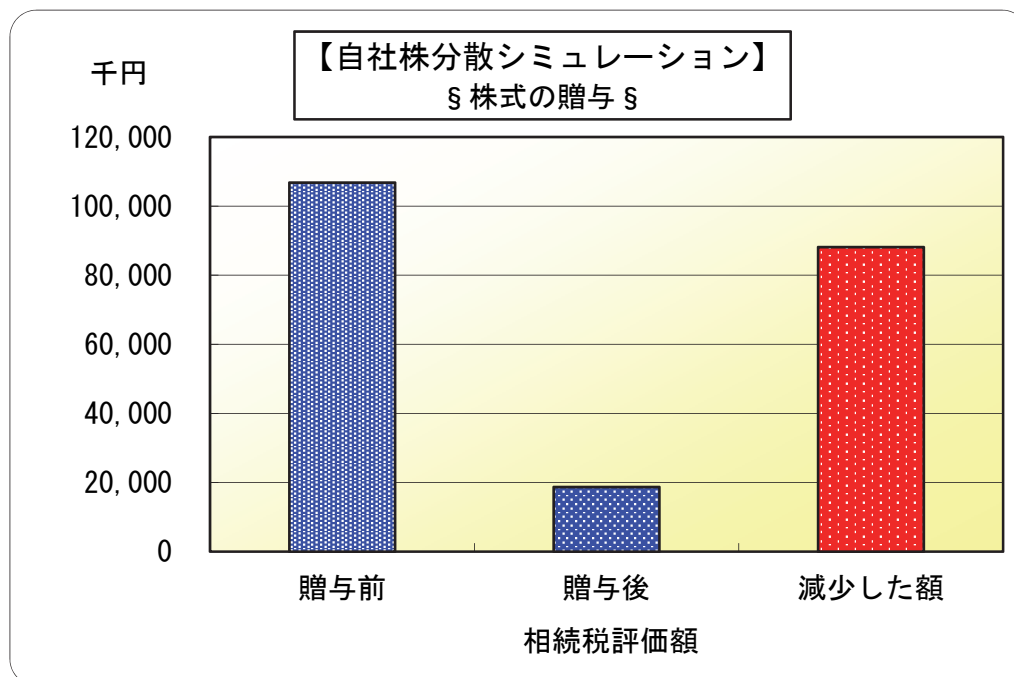
贈与者氏名	池田一郎
贈与者の持ち株数	20,000
贈与する株数	16,500
贈与後の株数	3,500

株式の相続税評価額 (1株あたり:円)	5,340
------------------------	-------

(円)

贈与前の相続税評価額	106,800,000
贈与後の相続税評価額	18,690,000
減少した額	88,110,000

受贈者氏名	受贈する株数
池田次郎	6,000
池田三郎	2,500
池田美子	2,000
池田義男	2,000
池田和子	2,000
池田俊郎	2,000
合計	16,500



◎受贈者の贈与税額

※税率選択

直系尊属からの贈与

(単位:千円)

	池田次郎		池田三郎		池田美子		池田義男	
	(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)
1度に贈与した場合	11,320	11,320	3,000	3,000	1,974	1,974	1,974	1,974
3年間で均等に贈与	1,974	5,922	402	1,206	269	807	269	807
5年間で均等に贈与	761	3,805	157	785	103	515	103	515
10年間で均等に贈与	215	2,150	23	230				

	池田和子		池田俊郎		(A)	(B)	(A)	(B)
	(A)	(B)	(A)	(B)				
1度に贈与した場合	1,974	1,974	1,974	1,974				
3年間で均等に贈与	269	807	269	807				
5年間で均等に贈与	103	515	103	515				
10年間で均等に贈与								

(A) = 1年当たりの贈与税額

(B) = 贈与税の合計額

※ 自社株分散シミュレーション（２）※

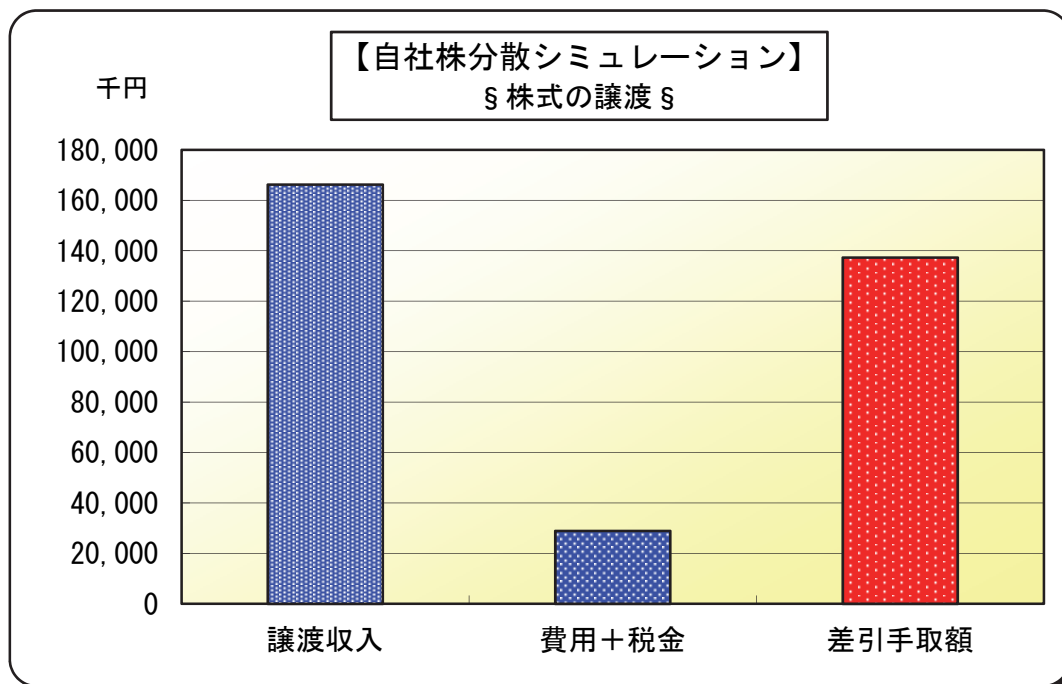
様

§ 株式の譲渡 §

譲渡者氏名	池田一郎	譲渡収入	166,250,000
譲渡者の持ち株数	60,000	譲渡原価	25,000,000
譲渡する株数	50,000	他の譲渡費用	300,000
譲渡後の株数	10,000	譲渡所得 (千円未満切捨)	140,950,000
株式の相続税評価額 (1株あたり：円)	3,325	所得税 (15.315%)	21,586,492
株式の額面金額 (1株あたり：円)	500	住民税 (5%)	7,047,500
		手取額	137,316,008

譲渡前の相続税評価額	199,500,000
譲渡した金額	166,250,000
譲渡による手取額収入	137,316,008
譲渡後の財産金額	170,566,008

※所得税は復興特別所得税を含めた金額を表示しています。



※ 連年贈与シミュレーション ※

様

(単位:千円)

項目 (氏名など)	池田一郎		池田次郎		
贈与する金額	30,000	30,000	25,000	25,000	25,000
贈与する年数(A)	5	3	10	5	2
贈与税率の種類	直系尊属	直系尊属	直系尊属	直系尊属	直系尊属
1年当たりの 贈与額	6,000	10,000	2,500	5,000	12,500
基礎控除額	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
課税贈与額	4,900	8,900	1,400	3,900	11,400
1年当たりの 贈与税額(B)	680	1,770	140	485	2,660
贈与税の合計(C) (A) × (B)	3,400	5,310	1,400	2,425	5,320
一括贈与した 場合の贈与税(D)	10,355	10,355	8,105	8,105	8,105
税額の差異 (D) - (C)	6,955	5,045	6,705	5,680	2,785

※贈与税率の種類 一般：一般の場合の贈与税率  
直系尊属：20歳以上の者が直系尊属からの受けた場合の贈与税率

